

神奈川海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、神奈川県地先海面における油いか及び油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和8年2月10日（公報登載予定日）

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 操業の制限

神奈川県地先海面における操業を禁止する。

2 指示の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで